

報酬改定に伴う各種サービス 留意事項

★現在取得されている加算の要件や内容が変更になっている可能性があります。

★今回の案内はあくまで一部ですので、詳細は国の発出している官報や資料を必ず確認するよう、お願いいたします。

目次

- p. 3 ～ 基本報酬等の変更関係
- p. 14～ 減算関係
- p. 19～ 新たに経過措置となるもの
- p. 21～ 令和6年3月31日までの経過措置が延長となるもの

基本報酬等の変更関係

全体的な事項

- 常勤換算方法における常勤の取扱いの一部変更
時間短縮等を利用する場合は、事業所の規則等に予め定めておくこと
育児、介護に加え、治療による短縮も認められる
- 重度障害者対応要件の一部変更
児童福祉法第7条第2項に基づく重症心身障害児等の重度障害児も割合に含めることができる
- 緊急時対応加算の要件の一部変更
新たに定められる「連携担当者」を1名以上配置すること
- 集中的支援加算の創設
市町が指定する集中的支援が必要な障害者に対して支援を実施したときに加算（運用は別途通知）
各サービスにおいて、要件等が異なるため留意すること
- 高次脳機能障害者支援体制加算の創設
- 重度障害者支援加算の要件見直し
ほとんどのサービスで従来の要件から見直されているため、継続して加算取得をする場合は注意

居宅系サービス 国資料「04関係【未定稿 取扱注意】0313時点（障害者サービス）_報酬留意事項通知新旧（案）」（以下同じ。）p.43～

- 重度訪問介護従業者が2人以上でサービスを実施した場合の加算の創設
- 特定事業所加算の要件が変更（同行援護、行動援護）
- 入院時支援連携加算の創設
重度訪問介護で、病院・診療所に入院する前から利用していた者が対象
- 有資格者支援加算の創設（特別な職員配置を求めるものではない）

基本報酬等の変更関係

生活介護 国資料p.111～

【概要】 現行の障害区分および利用定員規模に加え、サービス提供時間も設定

①前年度利用者数の平均値の算出については、サービス提供時間を考慮

例：利用時間 5 時間以上 7 時間未満…利用者数×3/4

②現行の利用定員規模の表をより詳細に評価できるよう変更（**最低定員の変更はない**）

③サービス提供時間を基準とした変更に伴い、延長支援加算の考え自体が見直される（基本報酬に組み込まれる）

【留意事項】

➤ 日中一時支援を実施している事業所では、支給決定市町と調整が必要になる可能性があります。

例：9時から15時まで生活介護、15時から17時までを日中一時支援

15時から17時までの滞在を日中一時支援とするか、生活介護とするか
別添の国通知もご参考ください。

➤ 各利用者の基本報酬は、個別支援計画を基に定めるとあります。4月以降、たちまちは前月分の実績もしくは本人への利用確認を行うことで定めてよいと記載があります。

➤ 個別支援計画で定めた時間と、実際の利用時間との乖離については、配慮要件が定められるとされていますが、乖離状況・頻度によっては過誤調整の対象になる可能性があります。

➤ 送迎時の時間は原則含めないとされていますが、事業所と自宅の送迎時間が1時間以上の場合は、それを越えた分をサービス提供時間に加えてもよいとの記載があります。

➤ 自宅で居宅介護を受けている場合、送迎前後の時間に含めることができる可能性あり（**未定**）。

➤ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅲ)と(Ⅱ)(Ⅲ)を併せて取得が可能（**生活介護のみ**）

➤ その他、現存の加算区分の内容が変更となっているものあり。

【様式について】

現状と算定体系が大きく変わるため、国から専用の様式が発出されるとアナウンスがあります。

3月の最終週を予定しているとのことです。

基本報酬等の変更関係

短期入所 国資料p.148～

【概要】

- 地域生活支援拠点等である場合の加算の拡充（要件あり）
- 医療的ケア対応支援加算の要件に看護師の配置が追加
- 医療型短期入所受入前支援加算の創設

施設入所支援 国資料p.178～

【概要】

- 現行の利用定員規模を20人ごとから10人ごとに変更（最低定員は、単独で実施する場合40名以上）
- 利用者の動向を確認できる機器の導入により夜間職員配置条件を緩和
- 「体験宿泊支援加算」から「地域移行促進加算」に名称が変更し、(Ⅰ)(Ⅱ)の区分に分かれる
区分要件に地域生活支援拠点等の役割を担うこと、または連携することが影響する
- 地域移行支援体制加算の創設

自立訓練（機能訓練・生活訓練） 国資料p.211～

【概要】

- 視覚障害者に対する専門的訓練の要件変更
- ピアサポート実施加算の追加
要件例：定められたピアサポート研修の修了者を職員として配置し、必要な支援等を行うことで算定可能
- リハビリテーション加算の要件追加
- サービス費算定の利用区分が削除（50歳を基準とした区分の削除）
- 日中支援加算の算定を初日から可能とする（宿泊型生活訓練）

基本報酬等の変更関係

就労移行支援 国資料p. 250～

【概要】

- 復職を希望する者、就労時間を伸ばしたい者も対象となる（原則、初期加算の対象外）
- 「支援計画会議実施加算」が「地域連携会議実施加算」に名称変更となり、サビ管の同席ができない代わりに代理者（管理人不可）が後日報告する等を要件とする区分Ⅱを追加

就労継続支援 A 型 国資料p. 266～

【概要】

- スコア方式の内容が変更
 - ✓「生産活動」のスコア点数配分の向上
 - ✓賃金総額を考慮した項目内容の変更
 - ✓経営改善計画を重視
 - ✓平均労働時間の評価
 - ✓利用者の資質向上の取り組みの評価
- 復職を希望する者、就労時間を伸ばしたい者も対象となる（原則、初期加算の対象外）

就労定着支援 国資料p. 298～

【概要】

- 利用者に応じた報酬体系から**就労定着率のみ**に応じた報酬体系に変更
- 復職を希望する者、就労時間を伸ばしたい者も対象となる（原則、初期加算の対象外）
- 支援体制構築未実施減算の創設
 - 就労後の相談支援等を実施していない場合に適用
- 「定着支援連携促進加算」が「地域連携会議実施加算」に名称変更となり、サビ管の同席ができない代わりに後日報告する等を要件とする区分Ⅱを追加（従来の要件は区分Ⅰ）
- 処遇改善加算等の追加

基本報酬等の変更関係

就労継続支援 B 型 国資料p.276～

【概要】現状の報酬単価の変更および新たな人員配置の創設等

- 復職を希望する者、就労時間を伸ばしたい者も対象となる（ただし、原則、初期加算の対象外）
- 現行の平均工賃月額の区分はそのままに、それぞれの基本報酬を見直し
- 平均工賃月額の算定方法を下記のとおり見直し、**例外規定の廃止**

新算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{前年度における} \\ \text{工賃支払総額} \end{array} \right) \div \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{前年度の延べ} \\ \text{利用者数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{前年度の年間} \\ \text{開所日数} \end{array} \right) \right\} \div 12\text{月}$$

→ 工賃が高い区分の単価を引き上げ、低い区分の単価を引下げ

※新規指定時の工賃区分は1万円未満（変更無し）

- 前年度および前々年度の実績も上記の算定式で算出する。

- 新たに「**6：1**」の報酬体系の創設

→ サービス費（Ⅰ）および（Ⅳ）として加わり
全体として右のとおり変更

人員配置	6：1	7.5：1	10：1
賃金向上計画作成	サービス費Ⅰ	サービス費Ⅱ	サービス費Ⅲ
賃金向上計画未作成	サービス費Ⅳ	サービス費Ⅴ	サービス費Ⅵ

- 利用時間が短い利用者が5割以上の場合の減算が新設（サービス費Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの事業所）
- 目標工賃達成指導員配置加算の要件変更（従来どおりのままでは算定できない可能性あり）
- 目標工賃達成加算の再創設

基本報酬等の変更関係

自立生活援助 国資料p.312～

【概要】

- テレビ電話装置等による支援区分として自立支援サービス費(Ⅲ)の創設
- 地域生活支援拠点等機能強化加算の創設
- 緊急時支援加算の要件の追加（現在対象の事業所は要件に該当するか確認すること）
- 処遇改善加算等の追加

共同生活援助（GH） 国資料p.327～

【概要】 現行の算定要件である世話人の配置区分を改め、サービスの支援内容や経営の実態等を考慮

- 世話人の配置区分が統一（現状の6：1に統一、介護・日中・外部すべて）
→ 現行の共同生活サービス費Ⅱ、Ⅲおよび外部サービス費Ⅱ～Ⅴは廃止され、それぞれ「体験型の利用時」に算定するものに変更（介護、日中、外部すべて）
→ 人員配置体制に関する加算を創設
- 地域移行に向けた支援に関する加算が創設
- 居宅介護等の利用時の特例措置の延長【令和9年3月31日】
→ 措置の延長にあわせ、基本報酬を一部変更（所要時間が8時間以上の場合に5%を減算）
- ピアサポート関連加算の追加

【留意事項】

- 配置区分がなくなるため、基本的にはサービス費Ⅰで算定いただくことになります。
- 新たに創設される人員配置体制加算については、常勤換算法ではなく40時間を基準とする算定方式となる。
→ 1週間の常勤時間が40時間未満かつ常勤換算法でギリギリの配置をしている事業所が加算を算定する場合は注意が必要です
- 自立生活支援加算が(Ⅰ)から(Ⅲ)に区分けされます。

基本報酬等の変更関係

計画相談支援・障害児相談支援 国資料p.377～

【概要】機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）に要件が加わり、単価が向上

・現状の要件に次の①～③が追加される

- ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施
- ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画
- ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めているまたは地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

【経過措置等】

- 現在（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得している場合、令和7年3月31日までは①および②を満たすものとする）
- 上記②の要件について、令和9月3月31日までは、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。
- 上記③の要件について、令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

基本報酬等の変更関係

児童発達支援センター

国資料「04関係 0206時点令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（当該スライド）」p.73～

【概要】一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
※人員配置等の経過措置期間（令和9年3月31日まで）中の一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を実施した場合の基本報酬・加算は、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

児童発達支援・放課後等デイサービス

国資料p.77～

【概要】利用定員のみの区分形態から、支援時間による区分を追加
・きめ細かい評価とする観点から、短時間の支援を原則廃止し、利用定員ごとに支援時間による3区分を追加する。

例：30人以上 30分から1時間30分 ○単位、1時間30分から3時間 ▲単位…

【概要】主として重症心身障害児の区分を3人単位刻みに変更
※主として重症心身障害児の区分には、上記支援時間による区分は適用しない

福祉型障害児入所施設

国資料p.98～

【概要】小規模化の推進から、主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合における基本報酬の内、11人～40人までの区分設置を現行の10人ずつから5人ずつに変更
※41人以上の区分については現行通り、ただし111人以上の区分は削除

基本報酬等の変更関係

1.(1)障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

3 / 4 未定稿

①児童発達支援センターの一元化（基準・報酬）

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
- 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めている医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
- なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

ポイント

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」が一元化され、「福祉型」の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）についても一元化されることに伴い、一元化後の新たな基準として、現行の福祉型（障害児）を基本としたうえで、児童発達支援センターが併せて治療を行う場合は、これに加えて、旧医療型で求めている医療法に規定する診療所に必要とされる基準（人員・設備）を求めるもの
- なお、上記の新たな基準については、一定期間の経過措置を設けることとし、令和6年4月1日において指定を受けている旧医療型児童発達支援センター、主として難聴児を通わせる児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターに係る人員に関する基準については令和9年3月31日まで、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることのできるものとする
- 旧基準により運営する児童発達支援センター（旧医療型、旧主として難聴児、旧主として重症心身障害児）については、新基準により運営する児童発達支援センターとは別の基本報酬を設定。また、加算についても、算定可否について新基準とは別に設定（例えば、今回新設された中核機能強化加算については、旧基準により運営する児童発達支援センターは算定不可）
なお、基本報酬の時間区分については、旧主として難聴児については導入し、旧医療型・旧主として重症心身障害児については導入していない

【参照法令、通知、事務連絡等】

運営基準：改正前の第6条第4項（旧主として難聴児）、第6条第5項（旧主として重症心身障害児）、第55条～第64条、

運営基準一部改正府令（令和6年内閣府令第5号）附則第2条～第5条

報酬告示：別表2（経過的障害児通所給付費等単位数表）

基本報酬等の変更関係

3 / 4 未定稿

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
＜児童発達支援センター（障害児）＞
定員30人以下 1086単位/日
＜児童発達支援（障害児）＞
定員10人以下 885単位/日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞
定員10人以下 授業終了後 604単位/日
学校休業日 721単位/日
※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



【改定後】

＜児童発達支援センター（障害児）＞
定員30人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 1104単位/日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 1131単位/日
時間区分3（3時間超5時間以下） 1184単位/日
＜児童発達支援（障害児）＞
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 901単位/日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 928単位/日
時間区分3（3時間超5時間以下） 980単位/日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 574単位/日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 609単位/日
時間区分3（3時間超5時間以下） 666単位/日
※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間に必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

基本報酬等の変更関係

6. (2) 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

3 / 4 未定稿

③主として知的障害児の基本報酬の見直し〔福祉型障害児入所施設（主として知的障害）〕

○ ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬（主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う（111人以上の区分を削除）

単位数（新旧）

【現行】

- イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で単独施設であるとき 941単位
 - (2) 入所定員が10人の場合
 - (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 823単位
 - (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,697単位
 - (ハ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 941単位
 - (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合
 - (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 654単位
 - (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,090単位
 - (ハ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 863単位
 - (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 823単位
 - (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 688単位
 - (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 614単位
 - (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 590単位
 - (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 568単位
 - (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 545単位
 - (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 526単位
 - (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 504単位
 - (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 501単位
 - (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 499単位
 - (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 496単位
 - (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 493単位
 - (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 490単位
 - (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 485単位
 - (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 481単位
 - (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 477単位
 - (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 473単位
 - (21) 入所定員が191人以上の場合 470単位

【見直し後】

- イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で単独施設であるとき **957単位**
 - (2) 入所定員が10人の場合
 - (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき **837単位**
 - (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき **1,727単位**
 - (ハ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき **957単位**
 - (3) 入所定員が11人以上**15人以下**の場合
 - (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき **665単位**
 - (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき **1,109単位**
 - (ハ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき **878単位**
 - (4) **入所定員が16人以上20人以下の場合**
 - (イ) **当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき** **645単位**
 - (ロ) **当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき** **1,075単位**
 - (ハ) **当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき** **852単位**
 - (5) 入所定員が21人以上**25人以下**の場合 **837単位**
 - (6) **入所定員が26人以上30人以下の場合** **812単位**
 - (7) 入所定員が31人以上**35人以下**の場合 **700単位**
 - (8) **入所定員が36人以上40人以下の場合** **665単位**
 - (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合 **625単位**
 - (10) 入所定員が51人以上60人以下の場合 **600単位**
 - (11) 入所定員が61人以上70人以下の場合 **578単位**
 - (12) 入所定員が71人以上80人以下の場合 **554単位**
 - (13) 入所定員が81人以上90人以下の場合 **535単位**
 - (14) 入所定員が91人以上100人以下の場合 **513単位**
 - (15) 入所定員が**101人以上**の場合 **493単位**
- 【削除】入所定員111人～191人以上（10人刻み）

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示（123）：第1の1のイ

減算関係 1/5

【見直し】身体拘束廃止未実施減算（対象：全サービス該当事項） 国資料p. 31

減算の要件は既存から変更はないが、施設・居住系は所定単位数の10%に、訪問・通所系は所定単位数の1%に減算額が見直される

施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

訪問・通所系：訪問系サービス全般、生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労選択就労移行、就労継続A・B、児発、放デイ、居宅訪問型、保育所等訪問（障害者支援施設が実施するサービスは除く）

➤ 【新設】虐待防止措置未実施減算（対象：全サービス共通事項） 国資料p. 35

【要件・減算単位】以下3点の措置を講じていることが客観的に判断できない場合に所定単位数の1%を減算（減算の解除規定は不明）

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施していること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を配置すること。

【補足】

・「身体拘束廃止未実施減算」と同様に、委員会開催の根拠として「委員会名簿」「議事録」「職員への周知文」等を記録として残しておくこと。

・委員会は、身体拘束適正化検討委員会等と一体的に設置・運営しても差し支えない。ただし、研修と委員会を同時に実施することは認められない。

【新設】業務継続計画未策定減算（対象：全サービス該当事項）【経過措置あり】 国資料p.30

【減算単位】

➤ 3%に相当する単位数を減算

対象サービス：施設入所支援（障害者支援施設が行う各サービスを含む）、障害児入所施設、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

➤ 1%に相当する単位数を減算

対象サービス：訪問系サービス全般、生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労選択就労移行、就労継続A・B、地域移行、地域定着、児発、放デイ、居宅訪問型、保育所等訪問、計画相談、障害児相談（障害者支援施設が実施するサービスは除く）

【要件】

➤ 次の①および②のどちらか、または両方を実施していない場合に適用される。

①業務継続計画※を策定している。

②策定した業務継続計画に則り、必要な措置が講じられている。

※a「感染症や非常災害の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する計画」およびb「非常時の体制を組み、早期に業務再開を図るための計画」の両方を指す。

【経過措置】

➤ ①の代わりに「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」および「非常災害に関する具体的計画」の策定がされていれば令和7年3月31日まで減算を適用しない。

➤ 次のサービスについては、上記※印「b」に関する計画の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までは減算を適用しない。

訪問系サービス、自立生活援助、就労定着、居宅訪問型、保育所等訪問、計画相談、障害児相談、地域移行、地域定着

➤ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない。

減算関係 3/5

【新設】情報公表未報告減算（対象：全サービス該当事項）【経過措置なし】 国資料p. 29

【減算単位】

➤ 10%に相当する単位数を減算

対象サービス：施設入所支援（障害者支援施設が行う各サービスを含む）、障害児入所施設、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

➤ 5%に相当する単位数を減算

対象サービス：訪問系サービス全般、生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労選択就労移行、就労継続A・B、地域移行、地域定着、児発、放デイ、居宅訪問型、保育所等訪問、計画相談、障害児相談（障害者支援施設が実施するサービスは除く）

【要件】

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合。

【対象条件】

- 報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月までが対象
- 「報告がされていない」とは、障害福祉サービス等情報共有システム（ワムネット）にて、事業者詳細情報が未報告または公表されていても必須事項（財務情報の登録など）が未記入の場合を想定

【新設】地域移行等意向確認体制未整備減算（対象：施設入所支援）【経過措置あり】 国資料p. 189

【要件・減算単位】以下の体制が整備されていない場合、5単位/日の減算

- ①地域移行および施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者（地域移行等意向確認担当者）の選任
- ②意向確認のマニュアル作成（意向確認の方法、記録および移行を踏まえた個別支援計画の作成等）

【経過措置】

令和7年3月31日までは努力義務のため、適用されない（令和8年度の義務化に合わせて実施予定） 16

減算関係 4/5

【新設】短時間利用減算（対象：就労継続支援B型）【経過措置なし】 国資料p. 283

【要件・減算単位】 一律に評価する報酬体系の事業所（新サービス区分Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）において、算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に**基本報酬の30%を減算**、ただし以下2点に該当する者は除く

- ① 個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合
- ② 短時間利用となるやむを得ない理由がある場合（生活介護の要件とほぼ同じとの情報あり）

【新設】支援体制構築未実施減算（対象：就労定着支援）【経過措置なし】 国資料p. 307

【要件・減算単位】 就労定着支援終了に当たり、要支援者の雇用先企業および就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る、以下2点に該当する適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合に所定単位数の10%を減算する。

- ① 情報共有に関する指針の策定および実施ならびに責任者の選任
- ② 記録の作成および保存

【新設】特定事業所集中減算（対象：就労選択支援）【サービス開始後】

【要件・減算単位】 正当な理由なく、直近6か月間に実施したアセスメントの結果を踏まえ利用した就労系サービスの総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が8割を超えている場合に**200単位/月を減算**する。

【補足】

正当な理由例：利用者の通う地域に就労系サービス事業所が1か所しかない等

【新設】支援プログラム未公表減算(対象：児発、放デイ)【経過措置あり】

国資料「04関係 0206時点令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(当該スライド)」p.75

【減算単位】 5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)とのつながりを明確化した事業所全体の支援プログラムを作成し公表していない場合に**所定単位数の15%を減算**

【補足】

個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについては、別途国から児童発達支援ガイドラインおよび放課後等デイサービスガイドラインで示される(県HP掲載資料参照、詳細は令和6年4月頃発出予定)。

【経過措置】

➤ 令和7年3月31日までは努力義務のため、減算を適用しない(**令和7年4月1日から適用**)。

【新設】自己評価結果等未公表減算(対象：保育所等訪問)【経過措置あり】 国資料p.93

【減算単位】 自己評価・保護者評価・訪問先評価を実施および結果を公表していない場合に**所定単位数の15%を減算**

【要件】

以下の2点が実施されていない場合に減算となる。

- 評価は①「自身」②「利用者の通所給付決定保護者」③「訪問先施設」から実施していること。
- おおむね1年に1回以上、②、③に示すとともにインターネット等で公表すること。

【経過措置】

➤ 令和7年3月31日までは努力義務のため、減算を適用しない(**令和7年4月1日から適用**)。

新たに経過措置となるもの 1 / 2

居宅介護の特定事業所加算（居宅介護） 国資料p. 43

【概要】専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援評価のため、加算区分(Ⅲ)および(Ⅳ)の要件に「重症心身障害児および医療的ケア児」が追加されるが、令和6年3月31日時点で同加算を受けている事業所は3年間、なお従前の要件によるものとする経過措置を設ける

【延長期間】3年間（令和9年3月31日までを予定）

行動援護の特定事業所加算（行動援護） 国資料p. 95

【概要】現行の要件のうち、①、②および③にそれぞれ以下のとおり要件が追加されるが、①の要件のみ、令和6年3月31日時点で加算を受けている事業所については3年間、なお従前の要件によるものとする経過措置を設ける

①サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

②サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③行動関連項目合計点数が18点以上である者

【延長期間】3年間（令和9年3月31日までを予定）

基礎的研修開始に伴う対応（就労移行、就労定着） 国資料p. 298

【概要】令和7年度から国が実施する基礎的研修が開始され、移行支援、就労定着の支援員の要件に新たに基礎的研修の修了が加わる。

【経過措置】令和9年3月31日までは修了者でなくても指定基準を満たす。

【留意事項】研修受講者を配置した場合は、就労支援関係研修修了加算を算定可能となる。

新たに経過措置となるもの 2 / 2

地域体制強化共同支援加算（計画相談・障害児相談）

国資料「04関係 0206時点令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（以下同じ。）」 p.64

【概要】加算対象の要件が追加される。また、要件内にある施設がない場合の経過措置を設ける。
○地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加している
【経過措置】令和9年3月31日まで、市町において地域生活支援拠点等が整備されていない場合、緊急の事態等への対応および地域における生活移行の活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

業務継続計画未策定減算（全サービス共通事項） 国資料p.15 →減算関係参照

施設入所支援の支援の質の確保（入所支援） 国資料p.44 →条例改正参照

就労選択支援（就労選択支援） 国資料p.60 →条例、他国資料参照

児童発達支援センターの一元化（児童発達支援センター） 国資料p.73 →条例改正参照

事業所の支援プログラムの作成・公表（児発、放デイ、居宅訪問型） 国資料p.75
→条例改正、新規減算関係参照

自己評価・保護者評価・訪問先評価（保育所等訪問） 国資料p.93 →条例改正、新規減算関係参照

令和6年3月31日までの経過措置が延長となるもの 1 / 2

地域区分の見直し（全サービス共通事項） 国資料p. 18

- 令和3年度報酬改定と同様に、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることにする。
- 平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を**令和9年3月31日まで延長することを認める**。
- 平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。
- なお、滋賀県において、以下の市町で地域区分が見直されることに留意すること。
【障害者】 栗東市：区分6→区分5 近江八幡市、竜王町：その他→区分6 多賀町：区分6→その他
【障害児】 栗東市：区分6→区分5 近江八幡市、竜王町：その他→区分6

行動援護のサービス提供責任者等の要件（行動援護） 国資料p. 26

- 【概要】 サービス提供責任者および従業者の要件における「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」規定
- 【延長期間】 令和9年3月31日まで（その後廃止予定）

個人単位の居宅介護等の利用の特例（GH（介護サービス包括型、日中サービス支援型）） 国資料p. 45

- 【概要】 重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用を可能とするもの
- 【延長期間】 令和9年3月31日まで
- 【留意事項】 現行の規定に加え、居宅介護等の**所要時間が8時間以上**である場合は、**所定単位数の5%が減算**される。

令和6年3月31日までの経過措置が延長となるもの 2/2

食事提供体制加算（生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労選択、就労移行、就労継続A型・B型）国資料p.19

【単位数】通所系：30 単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48 単位/日

【延長期間】令和9年3月31日まで

【留意事項】現行の規定に加え、**新たに①から③の要件が追加**（ただし、**令和6年9月30日まで新たに追加される①から③の要件を満たさなくても加算の申請が可能**）

- ① 管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）または、栄養ケア・ステーション※もしくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

※滋賀県栄養士会が実施している特定保健指導

【県の方針】

上記要件①「栄養ケアステーションもしくは保健所」への献立等の確認について、**保健所は「衛生施設を指導・監督する立場」**であり、加算を得る要件に含まれていることに対して疑義が生じています。経過措置が設けられていることも踏まえ、保健所にて**献立等を確認するか否か**については、現在、**審議中**であり、従来から保健所が指導を行っている事業所も含め、現時点で県保健所の担当課に対する**問い合わせは控えるよう**お願いします。

食事提供加算（児童発達支援センター）国資料p.86

【単位数】食事提供加算（Ⅰ）30単位/日 食事提供加算（Ⅱ）40単位/日

【延長期間】令和9年3月31日まで

【留意事項】現行の規定に栄養面や特性に応じた配慮等行う旨が追加され、加算区分の要件が「所得」から**「支援の実態」に合わせたものに変更**

（Ⅰ）中間所得者の場合→ 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合

（Ⅱ）低所得者の場合 → 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合